

Client Alert

2020年4月号 (Vol.76)

1. はじめに
2. 知的財産法：「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定及び「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定
3. 競争法／独禁法：新型コロナウイルス感染症への企業対応と競争法
4. エネルギー・インフラ：FIT 関連制度の変更（2020年4月1日施行）
5. 労働法：新型コロナウイルス感染症における人事労務分野の最新動向／賃金請求権の消滅時効期間を当面3年間とする改正労働基準法の成立
6. 会社法：新型コロナウイルス感染症を踏まえた定時株主総会対応
7. 危機管理：新型コロナウイルス感染症を理由とするいわゆる「ロックダウン」（外出自粛・施設使用制限等）の特措法上の位置付けについて
8. 一般民事・債権管理：新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた融資・資金繰り支援等
9. M&A：経産省、「中小 M&A ガイドライン」を策定
10. ファイナンス・ディスクロージャー①：東京証券取引所「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応方針について」
11. ファイナンス・ディスクロージャー②：財務省「外国為替及び外国貿易法に関連政省令・告示改正案について」
12. 税務：東京地裁、適格現物出資の対象外となる国内資産か否かが争われた事案で、納税者勝訴の判決
13. 中国・アジア（中国）：新型コロナウイルスの影響に伴う関連政策
14. 新興国（中南米）：USMCA（新 NAFTA）の批准手続の完了
15. 国際訴訟・仲裁：新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた主要仲裁機関の対応等について

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2020年4月号 (Vol.76) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

Client Alert

2. 知的財産法：「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定及び「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定

(1) 「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定

2020年3月10日、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

今回の改正では、インターネット上の海賊版対策の強化（リーチサイト対策、既に違法化されている音楽や映像以外のコンテンツについての侵害コンテンツのダウンロード違法化）が目玉となっています。

上記以外に、実務上、特に、重要なものとして、著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入があります。これまで、特許権と異なり、著作権のライセンスについては、著作権の譲渡等がされた場合には対抗ができないという制度上の問題点がありましたが、今般の改正により、著作権者等から許諾を受けて著作物等を利用する権利について、その著作権等を譲り受けた者その他の第三者に対抗することができることとなります。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/

(2) 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定

2020年3月10日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

今回の改正の概要は、以下のとおりであり、基本的には、規制の強化であると言え、企業側においては、今後改正成立後に整備されると想定される政令・規則・ガイドライン等の内容も注視して対応していくことが必要が生じることとなります（なお、③のような制度の柔軟化や④のうち仮名加工情報等の一部規制緩和もあります。）。

①個人の権利の強化（6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とすること／オプトアウトによる第三者提供の規制強化等）

②事業者の守るべき責務の強化（個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化すること／違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化すること等）

③事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方の改正（認定個人情報保護団体制度の柔軟化）

④データ利活用に関する改正（氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、一部の義務を緩和すること／提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個

Client Alert

人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認義務の導入)

⑤罰則の強化（法人重科の導入等）

⑥法の域外適用についての執行権限拡大、越境移転についての規制強化（移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求めること）

<https://www.ppc.go.jp/news/press/2019/20200310/>

パートナー 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

✉ yoshifumi.onodera@mhm-global.com

パートナー 田中 浩之

☎ 03-6266-8597

✉ hiroyuki.tanaka@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：新型コロナウイルス感染症への企業対応と競争法

新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大している状況下、国内外でサプライチェーンの断絶が生じ、生活必需品や医療上必要な物品・機材の供給に支障を来す事態も生じています。必要な資材の調達や生産、輸送等の障害に対し、同業者が協力・融通しあって対処することが必要な場面や、一刻も早い治療薬・ワクチンの開発・導入に向け、同業者の協働が有用な場面が増えているものと思われます。

こうした同業者間の共同行為について、国内外の競争法上は、平時においても当然に違法とはならず、共同行為により生じる競争制限効果を競争促進効果・福祉の向上が上回り、かつ、当該共同行為が目的達成のために合理的に必要なものである場合には、問題ないと解されることが一般的です。今回のような非常時においては、共同行為により生じる競争促進効果・福祉の向上や共同行為の必要性が、平時よりも大きく評価されやすいといえます。

公取委は、HP上で「新型コロナウイルス感染症関連」のサイトを設け、上記のような同業者間の共同行為については、東日本大震災の際に公表された緊急時の取組が参考になるとしています。そこでの基本的な考え方は、共同行為の必要性・公益性と、共同行為の必要最低限性（対象行為、期間、同業者間で共有される機微情報の範囲と情報共有者の範囲等）が認められる場合には、独禁法上問題とならないとするものです。

このような考え方は、米国（DOJ・FTCによる共同声明）、欧州（欧州委を含む欧州競争ネットワークによる共同声明）、英国等、海外の競争当局も基本的に同様の考え方を示しています。もっとも、具体的な共同行為が競争法に抵触しないかという検討は個別の検討を要するため、米国や欧州の当局は、事業者からの相談に迅速に応じる旨を同時に明らかにしています。

Client Alert

以上のように、新型コロナウイルスへの対処のために行われる同業者間の共同行為については、一定の考慮が必要とはなるものの、競争法上許容される余地は十分にあるといえます。

なお、以上とは別に、公取委は、経済活動の停滞に伴う優越的地位の濫用や下請法の違反、マスク等と他の商品との抱き合わせ販売の問題についても、上記サイトを通じて注意を促しています。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ：FIT 関連制度の変更（2020 年 4 月 1 日施行）

FIT 関連制度について、2020 年 4 月 1 日から、太陽光発電に関するものを中心に種々の制度変更が施行されました。実務上特に重要と思われるものを、以下ご紹介いたします。

(1) 太陽光発電に対する法アセスの導入

一定規模以上の太陽光発電設備の建設に際して、環境影響評価法に基づく環境アセスメント手続（「法アセス」）が必要となります。具体的には、(i)発電出力が 40MW 以上であれば「第一種事業」として法アセスが必要となり、(ii)発電出力が 30MW 以上 40MW 未満であれば「第二種事業」として、監督官庁が必要であると判断した場合に法アセスが必要となります。但し、2020 年 4 月 1 日以前に電気事業法上の工事計画届出がなされているプロジェクトについては、法アセスは不要となります（もっとも、同日以降に出力が 10%以上増加せず、また、従前の対象事業区域から 300 メートル以上離れた区域を新たな事業対象区域としないことが条件となります。）。

(2) 法アセス対象案件の運転開始期限

上記(1)の改正に基づき法アセスが必要となる太陽光発電案件については、FIT 法上、独自の運転開始期限が適用されることとなります¹。但し、2016 年 7 月 31 日以前に接続契約が締結されたみなし認定案件については、法アセスが必要となったとしても、従来の 3 年の運転開始期限の延長等は認められないため、注意が必要です。

¹ 具体的には、(i)2017 年 4 月 1 日以前に認定を受けた案件であって、法アセス対象となる太陽光発電事業の運転開始期限は、事業計画認定の日から 5 年、(ii)2015 年 3 月 31 日以前に旧認定を受け、2016 年 7 月 31 日以前に接続契約が締結された案件であって、法アセスの対象となる太陽光発電事業の運転開始期限は、2020 年 12 月 31 日と、最初の系統連系工事着工申込み受領日から 1 年後の日のいずれか遅い日、(iii)2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までの間に旧認定を受け、2016 年 7 月 31 日以前に接続契約が締結された案件であって、法アセスの対象となる太陽光発電事業の運転開始期限は、最初の系統連系工事着工申込みの受領が 2020 年 3 月 31 日までになされた場合には 2021 年 3 月 31 日、当該受領が 2020 年 4 月 1 日以後となった場合には受領日の 1 年後の日とされています。

Client Alert

(3) 入札対象案件の変更

調達価格等算定委員会の意見を踏まえ、認定の取得に入札手続が必要となる太陽光発電案件の範囲が、発電出力 500kW 以上の案件から、発電出力 250kW 以上の案件に拡大されました。また、洋上風力発電設備（着床式）が新たに入札対象に追加されました²。

(4) 認定基準等の改正

10kW 以上 50kW 未満の太陽光発電案件（営農型案件を除く。）に関し、調達価格等算定委員会の意見を踏まえ、自家消費等比率を 30%以上とすること等を内容とする地域活用要件が認定基準に追加されるとともに、年単位の自家消費等比率の変更が変更認定の対象に追加されました³。また、電源・規模を問わず、発電設備の保守点検及び維持管理に係る体制整備及び実施に関する認定基準について、原則として柵又は塀の設置が必要であることが明確化されました。

(5) ガイドライン等の改訂

上記の法令改正に加え、各発電設備ごとの事業計画策定ガイドラインや、発電設備の設置場所等に関する運用（「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」）に関しても、2020 年 4 月 1 日付で改訂が行われているので留意が必要です。

パートナー 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com
アソシエイト 山路 諒
☎ 03-6213-8126
✉ ryo.yamaji@mhm-global.com

5. 労働法：新型コロナウイルス感染症における人事労務分野の最新動向／賃金請求権の消滅時効期間を当面 3 年間とする改正労働基準法の成立

(1) 新型コロナウイルス感染症における人事労務分野の最新動向

[Client Alert 2020 年 3 月号 \(vol.75\)](#) でもお知らせいたしましたが、連日の報道のとおり、国内外における新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、経済活動に影響が始まっていますが、中でも人事労務分野では、各企業における感染症の予防・発症後の対応等を巡る問題点に加えて、政府や自治体による拡大防止措置（例えば、全国の小中学校の一斉休校等）に伴い予期せぬ事態が生じる可能性があり、また、これらの状況は状況に応じて刻一刻と変化していくため、迅速な対応が必要となります。

² 再エネ海域利用法の適用を受ける洋上風力発電設備については、同法に基づく入札対象となっています。

³ 詳細については、<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000198161>、<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000199834> を参照。

Client Alert

厚労省では、「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」を公表しており、現時点で 2020 年 3 月 30 日時点版⁴が公表されています。掲載されている Q&A は多岐にわたりますが、例えば、最新の法改正との関連で言えば、法定外の休暇制度を設ける際に、非正規雇用であることのみを理由に、パートタイム労働者、有期契約労働者及び派遣労働者を一律に対象から除外することは、パートタイム・有期雇用労働者（中小企業に対しては、令和 3 年 4 月から適用されます）及び労働者派遣法の規定に違反する可能性がある点が指摘されています。

また、厚労省は、2020 年 3 月 31 日、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援を延長することを公表しました。具体的には、対象となる休暇取得期間が、2020 年 6 月 30 日取得分まで延長されます。支給要件等については [Client Alert 2020 年 3 月号 \(vol.75\)](#) もご参照ください。

さらに、事業活動の縮小を余儀なくなされた事業主が一時的な休業等により労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当や賃金の一部に対して、雇用調整助成金の支給要件を緩和するほか、助成金の受給額を拡充する措置もとっています。

新型コロナウイルス感染症については、今後も随時アップデートされる可能性が高いため、報道や上記の公表情報を逐次確認の上、企業の個別具体的な状況に鑑みて、適切な対応を行っていく必要があります。弊所では、官公庁等の最新公開情報や弊所発行のニュースレターを HP 上 (<http://www.mhmjapan.com/ja/news/articles/2020/35.html>) でまとめておりますので、ご対応に際してご活用ください。

(2)賃金請求権の消滅時効期間を当面 3 年間とする改正労働基準法の成立

[Client Alert 2020 年 2 月号 \(vol.74\)](#) では、賃金請求権の消滅時効期間の見直しを含めた「労働基準法の一部を改正する法律案」の内容を概説し、今期国会において提出・成立の見込みが高い旨をお知らせしていましたが、同法案は、令和 2 年 3 月 27 日に参議院で可決、成立しました。改正民法と同様、令和 2 年 4 月 1 日から施行されています。

今回の改正は、改正民法で短期消滅時効が廃止されて消滅時効期間が一律 5 年間となったことに伴う見直しですが、労働契約上の賃金請求権については、企業における記録保存に係る負担を考慮し、当分の間 3 年間の消滅時効期間とされています（同法 143 条 3 項）。同改正法の具体的な内容につきましては、[Client Alert 2020 年 2 月号 \(vol.74\)](#) をご確認ください。成立に際しては、両院から賃金請求権が労働者の重要な債権であることに鑑み、施行後 5 年の経過観察期間後に原則である 5 年間とすることを含めて検討すること等を内容とした附帯決議がなされており、将来的には、さらに消滅時効期間が延長される可能性があります。

⁴ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

Client Alert

賃金請求権の消滅時効期間が延びたことにより、企業にとっては大きなインパクトとなりますので、これまで以上に労働時間の適切な記録・保存を含めた労務管理を徹底する必要があります。

なお、上記の附帯決議では、改正法では2年間が維持された災害補償請求権の消滅時効についても、労働者災害補償保険法の消滅時効期間と併せて検討するよう求めており、労働契約を巡る消滅時効期間に関する議論は今後も続くものと見受けられますので、引き続きその動向を注視する必要があります。

パートナー 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhm-global.com
アソシエイト 南谷 健太
☎ 03-6266-8540
✉ kenta.minamitani@mhm-global.com

6. 会社法：新型コロナウイルス感染症を踏まえた定時株主総会対応

2020年3月、各社は3月の定時株主総会シーズンを迎えましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、例年とは異なる特殊な総会対応が求められました。これを受けて経済産業省及び法務省も、2020年4月2日、「株主総会運営に係るQ&A」（「本Q&A」）を連名で公表しました。

1. 株主への通知・案内について

本Q&Aでは、感染拡大防止策として、出席を控えるよう招集通知等で呼び掛ける措置が可能である旨、またその際は、併せて議決権行使書面やインターネットを通じた議決権行使の方法を案内することが望ましい旨が示されました。実際に、自社ホームページや招集通知に事前に「お願い」を掲載し、当日の出席ではなく議決権行使書面等を通じて議決権行使を行うよう株主に依頼する会社や、高齢者や基礎疾患のある株主、体調不良の株主は株主総会への出席を無理に行わないよう呼び掛ける会社が多く見られました。

さらに、総会の模様をライブ配信したり、総会会場で上映する映像やスライド等の資料を自社ホームページ上に掲載する旨、事前に自社ホームページ上で公表することで、当日の参加を控えるよう誘導する会社や、本年総会につきお土産の配布を取りやめる会社も散見されました。

2. 総会当日の会場設営・運営体制について

本Q&Aでは、感染拡大防止のためやむを得ない場合には合理的な範囲内で、自社会議室を活用する等、例年より総会会場の規模を縮小することや、総会会場に入場できる株主の人数を制限することも可能である旨、さらに結果的に事実上総会会場に株主が出席していなかったとしても、株主総会を開催することが可能である旨が示されました。また、その場合に出席を希望する株主の事前

Client Alert

登録を依頼し、事前登録をした株主を優先的に入場させることも可能とされました。但し、その場合、すべての株主に平等に登録の機会を提供し、登録方法について十分に周知する等、株主の公平性に配慮する必要があるとされている点に注意が必要です。

実際にも、会場を変更し規模を縮小した事例は少数ながらありますが、多くの会社では、より緩やかに、事前の「お願い」において、マスクの着用を株主に求めたり、体調不良と見受けられる株主に対して検温を実施する可能性がある旨や声掛けの上退席をお願いする旨がある旨掲載した上で、総会当日は、受付に消毒液を配置する、運営係員がマスクを着用して対応する等の対策が取られました。なお、一部、受付で全株主に対して一斉検温を実施する例も見られました。

会場の設営にあたっては、多くの会社で、株主席の間隔を例年より広く取る、議長・役員席と株主席の間に十分な距離を取る、株主からの質問時のマイクを、1人の発言ごとに消毒する等の工夫が採られました。

議長・役員のマスク着用については、各社対応が分かれていましたが、株主からマスクを着用していない理由を質問された事例も存在したため、いずれの方針を採用するにしても、その理由（議長席から株主席までの距離等）を説明できるよう備えておく必要があります。

なお、総会会場を設けつつ、会場に出席していない株主についても、インターネットを用いた質問や議決権行使を可能とする、いわゆる「出席型バーチャル株主総会」の実施例も登場しました。その他、質問や議決権行使は総会会場に限定した上で、総会会場の模様をライブ配信する、いわゆる「参加型バーチャル株主総会」を活用し、当日出席しない株主に対する情報共有を充実化させることも有効と考えられます（下記：経産省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」も参照。）。

また、一部の役員の総会当日の来場・出席が困難となる場合も想定されますが、テレビ会議方式による出席も許容されるほか、やむを得ない事情による欠席もあるため、残りの出席役員により説明義務が果たせない状況とならない限り、善管注意義務や説明義務の観点から踏まえても法的には問題ないと考えられます。

3. 議事進行について

本 Q&A では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、例年より短時間で総会を終えることが認められる旨示されており、実際に、時間を短縮する会社も多く見られました。その場合、円滑な議事進行のため、開会の直後に議長からその旨説明し、株主の理解を得ておくことが望ましいと考えられます。例えば、法定の各報告事項について、招集通知の該当頁を参照いただきたい旨述べるに留めた例や、監査役の監査報告について、特段の指摘事項（会社法 384 条等）が無い場合は、代表取締役である議長から簡潔に報告するに留めた例等

Client Alert

も存在しました。本 Q&A は、新型コロナウイルス罹患が疑われる株主の入場の制限や、退場を命じることも可能であるとの見解を示しましたが、その判断の基準や、判断した場合に退場等に至るまでの手続きについては、言及していません。そのため、実際に会場で咳き込む株主に対して議長が退場させるか否かは、難しい判断となりますが、例えば開会冒頭で、咳き込む株主について第二会場や後方座席等、他の株主から離れた場所へ移動をお願いする旨告知した上で、それに従わない場合は、議長が警告した上で、退場を命じるという段階的な対応を行うことも考えられます。

4. 定時株主総会の延期について

今後、新型コロナウイルス感染症を巡る外出規制の動向や計算書類の作成・監査の遅滞の影響により、例年予定している総会日付近での開催が困難となるケースも想定されます。法務省は、①新型コロナウイルス感染によって、当社の定款に定める時期に定時株主総会を開催できない状況が生じたときは、それがおさまってから合理的な期間内に定時株主総会を開催することで定款違反ではなく、また、②定款で定める基準日から 3 ヶ月以内に定時株主総会を開催できない場合についても、新たに基準日を設定し、その基準日の 2 週間前までに当該基準日及び基準日株主が行行使することができる権利の内容を公告することで、会社法上適法である旨、見解を公表しました。現時点で本年の定時株主総会が延期された事例はほとんどありませんが、定時株主総会の延期等の可能性も念頭に置く必要があります。

新型コロナウイルス感染症の動向は流動的であり、今後の定時株主総会実務に与える影響は不透明ですが、4 月以降に定時株主総会を迎える会社においては、3 月の定時株主総会における株主総会対応や各省が公表している見解等を参考にしながら、状況に応じた柔軟な対応を行うことが求められます。

<参考資料>

経済産業省、法務省：「新型コロナウイルスの感染拡大下における「株主総会運営に係る Q&A」を取りまとめました」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200402001/20200402001.html>

経済産業省：「『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド』を策定しました」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>

法務省：「定時株主総会の開催について」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

Client Alert

7. 危機管理：新型コロナウイルス感染症を理由とするいわゆる「ロックダウン」（外出自粛・施設使用制限等）の特措法上の位置付けについて

新型コロナウイルス感染症の国際的な感染拡大に伴い、近時、多くの国が、都市の封鎖、いわゆる「ロックダウン」措置を実施しています。「ロックダウン」という用語の明確な定義は存在しないものの、一定地域における外出や企業活動等の禁止・制約を指すものとして使用されているようです。

日本では、2020年3月13日、新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（「特措法」）が定める「新型インフルエンザ等」とみなすことで特措法の適用対象とする改正が国会で成立し、翌14日に施行されたところ、「ロックダウン」に関連し得る特措法上の措置をご説明します（なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」33条も「ロックダウン」に関連し得る法律として議論されていますが、現行法では、72時間以内の期間に限って、感染症の患者がいる場所等の交通の制限等を行うという限定的な内容となっています。）。

特措法では、内閣総理大臣が、実施すべき期間、区域等を指定して緊急事態を宣言し（特措法32条）、当該宣言を受けて、指定された区域の都道府県知事は、①外出自粛の要請（特措法45条1項）と②施設の使用制限の要請・指示（特措法45条2項・3項）を行うことができます。なお、政府は近く特措法に基づく緊急事態宣言を行う意向であることが報道されています。

①外出自粛の要請

外出自粛の要請は、住民に対し、一定期間及び一定区域において、「生活の維持に必要な場合」を除き、みだりに居宅等から外出しないことを内容とします。

この「生活の維持に必要な場合」には、医療機関への通院、食料の買い出しだけでなく、職場への出勤も含まれると考えられています（「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（平成25年6月26日制定、平成30年6月21日一部改定）74頁）。

特措法45条1項に基づく外出自粛の要請の違反には、罰則は定められていません。

②施設の使用制限の要請・指示

施設の使用制限の要請・指示は、i)一定期間、「多数の者が利用する施設」を管理する者等に対して、使用の制限又は中止等を「要請」でき（特措法45条2項）、ii)施設管理者等が正当な理由なくこの要請に応じない場合、特に必要があると認めるときに限り、当該要請に係る措置を講じるよう「指示」することを内容とします（特措法45条3項）。

この対象となる「多数の者が利用する施設」には、床面積の合計が1,000㎡超という限定が付されており（ただ、床面積の合計が1,000㎡以下の施設も厚生労働大臣が定めて公示するものは対象とすることができます。また、学校や保育所等の施設には限定は付されていません。）、代表的な施設としては、劇場、映画館、集会場、百貨店、ホテル等が規定されています（特措法施行令11条1項）。

この点、会社の事務所や工場は、「多数の者が利用する施設」には含まれていないため、そもそも、特措法45条2項・3項に基づく施設の使用制限の対象にはなりません。

Client Alert

また、特措法 45 条 2 項及び 3 項に基づく施設の使用制限の要請・指示の違反にも、罰則は定められていません。ただ、施設の使用制限の要請又は指示を行った場合は、遅滞なくその旨を公表すると規定されており（特措法 45 条 4 項）、要請又は指示を行う前に任意で施設の使用制限に応じてもらうことが予定されています（前掲ガイドライン 76 頁）。

以上のとおり、外出自粛要請や施設使用制限に関する特措法上に基づく措置は、その違反に対する罰則は定められておらず、また、企業活動に直結する従業員の出勤や事務所・工場等の使用を直接制約することを意図するものでもありません。

もっとも、都道府県知事は、内閣総理大臣による緊急事態宣言がなされる前後を問わず、あくまで任意の協力を求める形とはなりますが、「公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる」とされており（特措法 24 条 9 項）、また、今後も、感染拡大を防止する観点から、任意の協力を前提とした上で、特措法には必ずしも規定されていない種々の要請が事実上行われることが予想されます。

企業としては、今後、新型コロナウイルス感染症に関連し、どのような要請がどのような根拠に基づきなされる可能性があるのかを把握した上で、従業員に対する安全配慮義務やこのような要請等に従わなかった場合のリスク等も考慮して、それぞれの要請に対してどのような対応を行うのか事前に整理しておくことが望ましいといえます。

パートナー 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com
アソシエイト 千原 剛
☎ 03-5223-7798
✉ go.chihara@mhm-global.com

8. 一般民事・債権管理：新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた融資・資金繰り支援等

国内外における新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、経済活動に大きな影響が出始めており、それに対応する形で、政府や地方自治体・監督官庁等から次々に各種施策の案内や要請がなされています。

融資や資金繰り支援等に関しては、経済産業省及び金融庁が主体となって各種施策を講じており、経済産業省からは、「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」と題するパンフレット等において、事業者に対する資金繰り支援等に関する施策として信用保証制度の強化融資条件の緩和等の特例措置や、設備投資等に関する補助・雇用調整助成金の特例措置等の各種支援策が公表されています⁵。

⁵ <https://www.meti.go.jp/covid-19/>

Client Alert

また、金融庁からは、2020年3月24日付「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について（要請）」及び同月27日付「新型コロナウイルス感染症を踏まえた金融機関の対応事例」等が公表され、金融機関に対して、日本政策金融公庫・信用保証協会との連携強化による資金繰り支援、既存貸付けに関する条件変更の柔軟化、新規融資時の審査に関する簡素化・柔軟化等が要請されており、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに重大な支障が生じている事業者の事業価値棄損を防止するべく、柔軟な対応を行うことが期待されています⁶。

新型コロナウイルス感染症がいつ・どのように収束するかは予測困難ですが、政府や地方自治体・監督官庁等からの各種施策の案内や要請の内容をタイムリーに確認しながら、事業者及び金融機関が一丸となって、困難な局面を乗り越えることが期待されます。

パートナー 浅井 大輔

☎ 03-6266-8752

✉ daisuke.asai@mhm-global.com

アソシエイト 谷口 行海

☎ 03-5220-1895

✉ ikumi.taniguchi@mhm-global.com

9. M&A：経産省、「中小 M&A ガイドライン」を策定

経済産業省は、中小企業における M&A（「中小 M&A」）の更なる促進のため、2015年3月に策定した「事業引継ぎガイドライン」を全面改訂した「中小 M&A ガイドライン」（「本ガイドライン」）を2020年3月31日に公表しました。

本ガイドラインは、中小企業が M&A を躊躇する主な3つの要因（①M&Aに関する知見がなく、進め方が分からない、②M&A業務の手数料等の目安が見極めにくい、③M&A支援に対する不信感）を踏まえ、後継者不在の中小企業及び M&A 支援機関の双方に対して、中小 M&A の適切な進め方を提示するものです。具体的には、第1章（後継者不在の中小企業向けの手引き）において、中小企業経営者向けに、約20の中小 M&A の事例紹介や、M&A の基本的な事項・手数料の目安等が示され、第2章（支援機関向けの基本事項）において、M&A 支援機関向けに、支援機関としての基本姿勢や中小 M&A 支援の質の向上に向けた行動指針が提示されています。本ガイドラインは、商工会議所等が運営する全国48ヶ所の事業引継ぎ支援センターや同センターの登録機関が遵守することが義務付けられているほか、その他の中小 M&A 支援に関わる幅広い機関も遵守することが求められています。

経営者の高齢化が進む社会の中で、本ガイドラインの内容の普及により、中小企業がより前向きに M&A を検討できるようになり、M&A 支援機関同士の連携も強化され、事業承継対策としての中小 M&A の活用が一層促進されることが期待されます。

⁶ <https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press.html>

Client Alert

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 芝村 佳奈

☎ 03-5220-1883

✉ kana.shibamura@mhm-global.com

10. ファイナンス・ディスクロージャー①：東京証券取引所「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応方針について」

東京証券取引所は、2020年3月18日、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応方針の概要」を公表しました。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化懸念が、マクロ経済の動向や企業業績に与える影響の不確実性の増大を通じ、実体経済と株式市場の双方に大きなインパクトを与えていることを踏まえ、上場会社に対して投資者の投資判断に影響を与える情報の適時・適切な開示を要請するとともに、企業活動への影響度合いを踏まえ、東京証券取引所としての上場会社及び上場候補会社に対する現行の上場制度の適用につき、実態に応じた柔軟な取扱いを示すものです。

上場会社による適時開示については、「業績予想」における前提条件や修正時の理由等に関する記載の充実及び「決算短信」におけるリスク情報の積極的な開示を要請しています。なお、東京証券取引所は、同日付で、上場会社に対し「新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の早期開示のお願い」を通知し、新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報について、有価証券報告書等の提出に先立ち、決算短信・四半期決算短信の添付資料等においても記載する等適時・適切な開示を要請しています。

上場会社の上場廃止基準との関係では、新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過に陥った会社については改善期間を1年から2年に延長することとし、事業活動の停止及び監査法人による意見不表明については新型コロナウイルス感染症の影響による場合を除外することとしています。

上場候補会社の上場審査については、企業の継続性及び収益性等及び企業内容等の記事の適正性との関係では、新型コロナウイルス感染症の影響が事業計画に適切に反映され、開示書類（リスク情報・業績予想等）に適切に反映されているかどうかを審査するものとしています。また、実地棚卸の立会や事業所の往査が困難な場合における申請直前期の監査法人による限定付適正意見を容認し、新型コロナウイルス感染症の影響で上場承認に至らなかった場合の再審査料を免除することとしています。

12月期決算企業の株主総会が一巡し、今後は3月期決算企業の決算発表や業績予想の公表等が予定されていますが、これらの方針を踏まえた上場会社の対応が注目されます。

Client Alert

11. ファイナンス・ディスクロージャー②：財務省「外国為替及び外国貿易法の関連政省令・告示改正案について」

財務省は、2020年3月14日、外国為替及び外国貿易法の関連政省令・告示改正案（「本政省令等案」）を公表しました。これは、2019年11月29日に成立した「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」（「本改正法」）において政省令・告示に委任されていた改正内容の詳細について定めるものです。

本政省令等案に関連する事項として重要な事項としては下記2点の改正が予定されています。

- A 株式取得等に係る事前届出免除制度の新設
- B 「会社の経営に重要な影響を与える事項」に関する同意行為及び居住者からの事業の譲受け等の対内直接投資等への追加

まず、Aの事前届出免除制度に関しては、①免除利用不可、②一般免除、③包括免除の3類型に分類することとされています。①の類型には外為法違反で処分を受けた者及び国有企業等が該当することとされ、指定業種への投資については事前届出が必要となります。③の類型には外国金融機関が該当し、自ら又はその密接関係者が役員に就任しない等の定性的な基準を満たした場合には指定業種への投資に関して事前届出が免除されます。②の類型には一般投資家に加え、国有企業等の例外として財務省からの認証を受けたソブリン・ウェルス・ファンド等も該当することとされ、指定業種のうち国の安全等を損なうおそれが大きい業種を営む会社への投資については原則として事前届出が必要ですが、③での定性的な基準に加え、さらに2項目の事項を遵守する場合には、10%の株式取得までは事前届出が免除されることとされています。

次に、Bの「会社の経営に重要な影響を与える事項」に関する同意行為に関しては、外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任することについての株主総会における同意及び重要事業の譲渡・廃止の株主総会への提案・同意はこれに該当し、事前届出が必要とされています。

なお、本政省令等案の関係資料では、指定業種・コア業種に係る上場銘柄リストの作成・公表方針が示されています。

本政省令等案については、2020年4月12日までパブリック・コメントにかけられており、5月中に本改正法・政省令・告示の施行が行われる予定です。本政省令等案の施行は、3月期決算企業の株主総会や2020年3月期を基準年度とする投資・資金調達に影響を及ぼすことが想定されますが、規制の対象を過度に保守的に解釈すれば、外国投資家による上場会社の資金調達や上場会社への投資に委縮効果を及ぼすこととなるため、規制の趣旨・目的を正確に理解した上での合理的な対応が求められます。

詳細については、当事務所の [Capital Markets Bulletin 2020年3月号 \(Vol.45\)](#) 「外為法の事前届出制度等の改正に係る政令・省令・告示改正案の公表（速報）」及びその英訳をご参照ください。

Client Alert

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com

アソシエイト 田村 哲也
☎ 03-6213-8114
✉ tetsuya.tamura@mhm-global.com

12. 税務：東京地裁、適格現物出資の対象外となる国内資産か否かが争われた事案で、納税者勝訴の判決

東京地裁は、2020年3月11日、日本の製薬会社が英国子会社に対して行った、ケイマンのパートナーシップ持分の現物出資に関し、本件持分が適格現物出資の対象外となる国内資産に該当するか否かが争われた事案で、当該持分は国内資産に該当せず、本件の現物出資は適格現物出資に該当するとして、原処分庁の処分を取り消し、納税者勝訴の判決を下しました。

法人が、他の法人に対して行った現物出資が「適格現物出資」に該当する場合、移転資産（及び負債）は、帳簿価格による譲渡したものとして計算され、課税が繰り延べられます（法人税法62条の41項）。もっとも、当該現物出資が外国法人に対するものである場合、「国内にある事業所に属する資産又は負債」等を出資の対象とするものは、適格現物出資から除外されています（法人税法2条12号の14柱書、法人税法施行令4条の39項）。

本判決は、本件におけるパートナーシップ持分の内実が、事業用財産の共有持分及びパートナーとしての契約上の地位が不可分に結びついたものであると判示した上で、当該持分の価値の源泉が事業用財産の共有持分であることから、当該持分について経常的な管理が行われていた事業所は、事業用財産のうち主要なものの経常的な管理が行われていた事業所と見るのが相当であると述べ、当該持分は、国内資産に該当しないと結論付けました。

国は、上記判決に対して控訴を行っているようであり、控訴審の判決が注目されます。

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 緒方 航
☎ 03-5220-1838
✉ ko.ogata@mhm-global.com

Client Alert

13. 中国・アジア（中国）：新型コロナウイルスの影響に伴う関連政策

新型コロナウイルスの感染拡大により、中国国内の企業の経営及び事業活動に深刻な影響が生じている中で、中国政府は、企業の事業継続の安定化のため、労働、税務及び契約解釈（不可抗力）等の分野に関して各種の政策を制定しました。

まず、労働関係について、人材資源社会保障部は、2020年1月24日に「新型コロナウイルス肺炎の感染防止制御期間における労働関係に関する問題の適切な処理についての通知」を公布し、従業員が隔離措置又はその他の緊急措置により、正常に労務を提供することができない場合であっても、企業は、当該従業員に対して賃金を支払わなければならないと、かつ、当該従業員との労働契約を解除してはならないとしました。

また、税務関係について、国家税務総局は、2020年2月10日付の「税收職能の役割を十分発揮し、感染防止制御防衛戦への勝利を支援するための若干措置に関する通知」等の通知により、納税申告・納税期限の延長及び税務サービスのオンライン化等の特別措置を設けるとともに、「新型コロナウイルス感染による肺炎感染防止制御の支援に関する税收政策についての公告」等を公布し、公益寄付の奨励、並びに、防護治療及び物資供給等の関連業務や生産再開等に対する税務上の支援措置を実施しました。

さらに、商務部は、新型コロナウイルスの影響で国外企業との取引契約等の履行が困難となった中国企業の支援・保護を主眼として、2020年2月5日以降、「商務部による対外貿易企業の感染症対応、困難克服及び損失減少への支援に関する通知」、「新型コロナウイルス関連肺炎への対応、対外貿易・外資の安定化及び消費促進業務の遂行に関する通知」及び「海外進出中国企業の新型コロナウイルス関連肺炎対応業務に対する積極的な指導・支援に関する通知」等を公布し、①貿易促進会や商会等の機関が、対外貿易等を行っている企業に対して不可抗力に関する事実の証明文書を発行することを要請・推奨するとともに、②各地の商務部門に対して、これらの中国企業を指導し、適切に不可抗力を主張して損失を最小限となるようにすべき旨を明確にしました。工業及び情報化部も、商務部と同様に、対外貿易等を行っている中国企業に対する不可抗力に関する事実の証明文書の発行に関する通知を公布しています。なお、これらの政策に基づき発行される証明文書については、外国企業の中国現地法人も取得可能ですが、その記載内容は政策による生産・営業停止等の期間が事実として記載されているのみであり、個別の契約の解釈上、常に不可抗力の存在が認められることまでも保証するものではないことに注意を要します。

パートナー 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402（大阪）

✉ takuya.eguchi@mhm-global.com

パートナー 本間 隆浩

☎ 03-6266-8576

✉ takahiro.homma@mhm-global.com

外国弁護士 崔 俊

☎ 03-6212-8368

✉ jun.cui@mhm-global.com

Client Alert

14. 新興国（中南米）：USMCA（新 NAFTA）の批准手続の完了

USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）は、2020年3月13日にカナダ議会によるUSMCA 実施法案の承認により、協定3カ国における批准手続が整いました。

USMCA は、NAFTA（北米自由貿易協定）に代わる米国・メキシコ・カナダ間の貿易協定であり、NAFTA からの変更内容は、デジタル取引（Digital Trade）の章の新設や為替条項の設定等多岐にわたりますが、特に自動車・自動車部品の関税に関する特惠税率（関税なし）の適用を受けるための条件の厳格化（域内原産割合の引き上げ等）は、メキシコ等に進出している日本企業にとっては重要な点の一つです。

USMCA が発効することにより、メキシコ・米国等に展開する自動車産業を中心とする日本企業にとっては、USMCA において課された新たな特惠税率等の要件や、それに対応することによる生産コスト等の上昇を踏まえたサプライチェーンの再構築を含め、対応が必要となっています。

なお、USMCA は2020年6月1日を発効日とするよう調整が進められていますが、AMIA（メキシコ自動車工業会）等のメキシコの自動車関連団体等が、同日までにUSMCA の統一規則に対応することは困難等の理由により、発効日の延期をメキシコ政府に要請する動きが見られたり、また、米国における新型コロナウイルスの蔓延等の影響もあり、米国の自動車業界団体からの延期の要請が出されたりするような状況にあり、実際の発効日については今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

アソシエイト 上田 優介

☎ 03-5223-7773

✉ yusuke.ueda@mhm-global.com

アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

アソシエイト 徐 由

☎ 03-5293-4867

✉ yu.soh@mhm-global.com

15. 国際訴訟・仲裁：新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた主要仲裁機関の対応等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、多数の国が都市封鎖や他国からの入国制限等の措置を取る中で、国際仲裁の手続きにも影響が生じています。以下では、主要な仲裁機関のうち、ICC、HKIAC、SIAC の対応状況を紹介します。

Client Alert

➤ 国際商業会議所（ICC）

ICC に係属中の仲裁手続に関しては、本部のあるパリ及び新型コロナウイルスの影響を受けている地域において現時点で 2020 年 6 月末までに予定されているすべてのヒアリングが、延期されるか、ビデオ会議等による実施に変更されています。ICC は、ICC 事務局に対する連絡はすべて電子メールで行うよう利用者に要請しており、新たな仲裁の申立てや緊急仲裁手続の申立てを行う際の申立書面も電子メールで提出することとされています。

また、ICC は、係属中の仲裁のすべての当事者と仲裁廷に対して、仲裁手続への影響を検討し、ヒアリングや対面の会合への出席やそれに伴う移動等について、各国当局の指示や勧告に従うよう呼びかけています。

➤ 香港国際仲裁センター（HKIAC）

HKIAC は、ビデオ会議や電話会議、オンラインで証拠提示ができるシステム等のサービスの利用を促しています。

また、HKIAC の施設に入館するためには、14 日以内に本人及び同居人が香港域外に滞在していないこと、感染者との接触がないこと、感染の症状がないこと等の要件を満たし、体温検査も受ける必要があるとされています。

➤ シンガポール国際仲裁センター（SIAC）

SIAC は、事務局が 2 チームに分かれて交代でオフィスに勤務する等しています。また、事務局への連絡や新たな仲裁の申立て等は電子メールで行うよう、当事者や仲裁人に要請をしています。

上記機関を含む主要な仲裁機関においては、いずれも、世界的に新型コロナウイルスの感染が広がる中であっても、主に電子メール等の連絡手段を通じて、事務局が仲裁手続の管理等の業務を継続しており、事案によって、仲裁人と当事者の間の協議によってスケジュールの変更や会合の形式の変更等をせざるを得ないケース等はあるつつも、多くの国際仲裁は手続きを進行させている状況です。

当事者や仲裁人が複数の国にまたがって所在・居住していることが多いという国際仲裁の性質上、今後も、新型コロナウイルスの感染拡大による手続きへの影響は避けられないところですが、ビデオ会議や各種デジタルツールを活用しつつ、戦略的に対応することが求められます。

なお、ビデオ会議を利用したヒアリングについては、2018 年に数名の仲裁実務家により策定されたソウルプロトコル（Seoul Protocol on Video Conferencing in International Arbitration）において、手続きを円滑かつ公平に進めるための準備や設備、当日の進行等に関する指針が示されており、実務的に参考になります。

パートナー 大野 志保
☎ 03-6266-8539
✉ shiho.ono@mhm-global.com

Client Alert

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『第三者提供規制を中心とした個人データの利活用規制対応の実務～近時の解釈と改正の動向も踏まえて～』
開催日時 2020年4月13日(月) 13:30～16:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社セミナーインフォ

- セミナー 『役員のための株主総会運営法のポイント』(Webゼミ開催)
視聴期間 2020年4月14日(火) 10:00～2020年5月14日(木) 17:00
講師 澤口 実
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『施行直後のCCPAを中心に、欧州クッキー規制と施行直前のタイPDPA対応を含むグローバルデータ保護規制の最新動向』
開催日時 2020年4月15日(水) 13:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『発電事業のプロジェクトファイナンス～最新実務・法改正を踏まえたリスク分析と契約実務の勘所～』
開催日時 2020年4月16日(木) 13:30～16:30
講師 末廣 裕亮
主催 JPI(日本計画研究所)

- セミナー 『親会社の子会社管理に関わる諸問題～「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」も踏まえて～』(Webゼミ開催)
視聴期間 2020年4月22日(水) 10:00～2020年5月22日(金) 17:00
講師 太子堂 厚子
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『第三者提供規制を中心とした個人データの利活用規制対応の実務～近時の解釈と改正の動向も踏まえて～』
開催日時 2020年4月27日(月) 13:30～16:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社金融財務研究会

Client Alert

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『逐条解説 2019年資金決済法等改正』（2020年3月刊）
 出版社 株式会社商事法務
 著者 増田 雅史
- 本 『インターネットビジネスの著作権とルール(第2版)(エンタテインメントと著作権-初歩から実践まで-5)』（2020年3月刊）
 出版社 公益社団法人著作権情報センター
 著者 増田 雅史
- 論文 「多重代表訴訟の訴訟手続に関する実務の視点からの検討」
 掲載誌 『民事手続法の発展 加藤哲夫先生古稀祝賀論文集』（2020年3月刊）
 著者 奥山 健志
- 論文 「2020年株主総会の実務対応（4）2020年の議決権行使助言会社の動向」
 掲載誌 旬刊商事法務 No.2225
 著者 澤口 実、小林 雄介
- 論文 「中国最新法律事情（237）「外商投資法実施条例」について」
 掲載誌 国際商事法務 Vol.48 No.2
 著者 福島 翔平、崔 俊
- 論文 「中国最新法律事情（238）中国における民法典草案の公表」
 掲載誌 国際商事法務 Vol.48 No.3
 著者 射手矢 好雄、呉 馳、張 雪駿
- 論文 「2020年6月総会対策 役員選任議案作成の留意点」
 掲載誌 資料版商事法務 431号
 著者 渡辺 邦広、中尾 匡利
- 論文 「法改正による Fintech の実務上の変化と新たな論点（第6回・完）
 資金移動業・収納代行サービスと為替取引規制・預り金禁止規制」
 掲載誌 NBL No.1166
 著者 堀 天子、岡野 智

Client Alert

- 論文 「「カスハラ」発生時の対処法」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.20 No.4
著者 南谷 健太

- 論文 「租税判例速報 収益事業と非収益事業の共通費用への該当性及びその配賦基準——国税不服審判所裁決平成 31・2・15」
掲載誌 ジュリスト No.1542
著者 坂東 慶一

- 論文 「知財判例速報 メタタグと不正競争防止法上の商品等表示としての使用 知財高判令和元年 10 月 10 日」
掲載誌 ジュリスト No.1543
著者 田中 浩之

- 論文 「裁判手続の IT 化～テクノロジーの進展と今後の法律業務～」
掲載誌 月刊監査役 No.707
著者 木山 二郎

- 論文 「ヘルステックの進展・拡大と企業法務」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.32 No.4
著者 浦岡 洋

- 論文 「外為法改正によるエクイティ・ファイナンスへの実務上の影響」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1571
著者 石橋 誠之

- 論文 「イベント法務☆集中講座(10)契約関係と権利処理②」
掲載誌 会社法務 A2Z 2020 年 3 月号
著者 佐々木 奏

- 論文 「事例で学ぶ個人情報保護法の最新実務 第 8 回 個人情報の取得（法 17 条関係）」
掲載誌 会社法務 A2Z 2020 年 3 月号
著者 田中 浩之、北山 昇

Client Alert

- 論文 「改正対応！「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎
名前がなければ個人情報でない？」
掲載誌 会社法務 A2Z 2020 年 4 月号
著者 田中 浩之、北山 昇
- 論文 「＜Robotics 法律相談室第 55 回＞自動運転車の安全性を確保する
ための道路運送車両法の改正について」
掲載誌 日経 Robotics 2020 年 3 月号
著者 佐藤 典仁
- 論文 「税理士のための合同会社の実務 第 1 回 合同会社の歴史・概要」
掲載誌 税務弘報 Vol.68 No.4
著者 安部 慶彦
- 論文 「税制改正の趣旨をクリアに理解するべくフォロー 取締役の報酬」
掲載誌 税務弘報 Vol.68 No.4
著者 小山 浩
- 論文 「金融機関のグローバルコンプライアンス」
掲載誌 金融・商事判例 No.1586
著者 江平 享、梅津 英明
- 論文 「自動運転の実現に向けた道路運送車両法・道路交通法の改正につ
いて」
掲載誌 交通法研究 第 48 号
著者 佐藤 典仁
- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例－第 232 回 桑名市（超過勤務時間
の端数切り捨て）事件」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 芝村 佳奈
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Cyber Security 2020 - Japan
Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Cyber Security 2020
著者 小野寺 良文、田中 浩之

Client Alert

- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2020 - Japan Chapter」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2020 Ninth Edition
著者 吉田 和央

- 論文 「Analysis of Cabinet of Japan's approved bill to amend APPI」
掲載誌 International Association of Privacy Professionals (IAPP)
著者 田中 浩之、北山 昇、大林 尚人

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- **Who's Who Legal: Data 2020 にて高い評価を得ました**
Who's Who Legal: Data 2020 において、小野寺 良文 弁護士および増島 雅和 弁護士が以下のカテゴリで Global Leader に選ばれました。
 - ・ Information Technology: 小野寺 良文、増島 雅和
 - ・ Telecoms & Media: 小野寺 良文
 - ・ Data Privacy & Protection: 増島 雅和
 - ・ Data Security: 増島 雅和

- **World Trademark Review 1000 - The World's Leading Trademark Professionals 2020 にて高い評価を得ました**
Globe Business Media Group が発行する World Trademark Review 1000 - The World's Leading Trademark Professionals 2020 において、当事務所は日本を代表する法律事務所 (Silver) として選ばれました。また、当事務所の以下の弁護士・弁理士も各分野で高い評価を受けました。
 - ・ Individuals: Enforcement and litigation (Silver)
三好 豊
 - ・ Individuals: Enforcement and litigation (Bronze)
小野寺 良文
 - ・ Individuals: Prosecution and strategy (Silver)
田中 尚文

- **澤口 実 弁護士が経済産業省「外国公務員贈賄防止に関する研究会」委員に就任しました**

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com